

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 6月 1日～ 令和9年 5月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法を上回る子の看護休暇を導入する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 1年度あたり10日を付与する。
- 令和6年 6月～ 小学校3年生までの子を対象とする。

目標2：小学校就学前の子を養育する者に対して、育児短時間勤務等を導入する。

<対策>

- 令和7年 4月～ 小学校就学前の子を対象とする。

目標3：ノー残業デーを設けて、周知徹底する。

<対策>

- 令和6年 7月～ 全労働者に説明し、実施する。